

明 上 下 総 5 4 0 号  
2026 年（令和 8 年）10 月 14 日

明石市公営企業管理者 東 俊 夫  
（公印省略 上下水道局経営管理室契約担当）

### 制限付一般競争入札（電子方式）の実施について

制限付一般競争入札（電子方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市上下水道局契約規程（平成 21 年水道事業管理規程第 13 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

### 記

- 1 業 務 名 水道施設導水ポンプ設備実施設計委託
- 2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）
  - （1） 明石市入札参加資格者名簿（コンサルタント）に「上水道及び工業用水道」部門で登録されていること。
  - （2） 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
    - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
    - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
    - ③ 兵庫県内又は大阪府内の本店で登録をしている者（兵庫県内本店業者又は大阪府内本店業者）
    - ④ 兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（兵庫県内支店・営業所等登録業者又は大阪府内支店・営業所等登録業者）
  - （3） 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る浄水場（凝集沈殿かつ急速ろ過、またはこれに準じる方式で、最大取水量 30,000 m<sup>3</sup>/日以上のものに限る。）、または配水場（配水池容量 10,000 m<sup>3</sup>以上のものに限る）における下記①及び②の業務を元請として完了した業務実績を有すること。  
ただし、①と②は同一業務でなくてもよいものとする。
    - ①導水ポンプ設備の新設または更新に係る基本及び詳細設計
    - ②受変電設備の新設または更新に係る基本及び詳細設計
  - （4） 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門技術士「上水道及び工業用水道」又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく総合技術監理部門技術士「上下水道 - 上水道及び工業用水道」として登録されている技術士を 3 名以上保有しており、そのいずれかの者を本業務の管理技術者として配置できること（専任性は求めません。）。
  - （5） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
  - （6） 明石市上下水道局契約規程第 2 条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと
  - （7） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限り

ではない。

- (8) 公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市上下水道局の水道料金及び明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (10) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (11) 明石市業者情報管理システムにおいて開札日に有効期限の切れている業種が入札参加要件となっている場合は、無効な入札とする。
- (12) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

### 3 設計図書等のダウンロード

公告日からダウンロード可能

入札情報サービスの入札公告詳細（コンサル）の添付文書に「設計図書（PDF）」を添付していますのでダウンロードしてください。

### 4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 入札情報サービスの入札公告詳細（コンサル）に記載している質問期限までに、電子入札システムにより送付してください。
- (2) 質問に対する回答  
質問期限の翌々日午後1時以降に入札情報サービスの入札公告詳細（コンサル）の添付文書に掲載します。

### 5 入札参加申込み

入札情報サービスの入札公告詳細(コンサル)に記載しています期間内に「参加申請書」に必要事項を記入の上、送付してください。

※上記期間内に参加申請書の提出が無い場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

### 6 入札等の受付期間及び添付書類

入札等の受付期間は、入札情報サービスの入札公告詳細(コンサル)に記載しています。また、その期間内に添付書類（下記ア～エ）及び下記オ～キを電子入札システムにより送付してください。

ア 業務費内訳書（指定様式）

イ 業務実績調書（指定様式）

ウ 配置予定管理技術者調書（指定様式）※調書の【必要書類の提出について】を必ずご確認ください。

エ 保有する技術職員の届出書（指定様式）

オ イで記載している業務実績が分かる契約書(写)及び2入札参加要件(3)で求める内容を満たすことが確認できる書類（設計図書の一部の写し等）

カ ウで記載している配置予定技術者の資格及び雇用関係を証する書類（写）

キ エで記載している技術職員全ての資格及び雇用関係を証する書類（写）

※上記の設計図書等に対する質問回答の質問に対する回答を必ずご確認の後、入札送付してください。

※入札書送付時には必要書類をすべて添付したことを必ず確認してから送付してください。追加送付はできません。添付がない場合は無効となります。

7 開札場所

明石市役所 本庁舎 8 階 804 会議室

※開札時間は、入札情報サービスの入札公告詳細(コンサル)に記載しています。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

要（契約金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、明石市上下水道局契約規程第 2 条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第 25 条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

10 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、落札金額に 10%を加算した額で契約を行います。

なお、1 円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

11 支払条件

前金払 無、 部分払 無、 全額完了払

12 予定価格（税抜）

入札結果公表時に公表します。

13 固定型最低制限価格（税抜）

有（入札結果公表時に公表します。）

14 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、契約金額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 8 号アの規定により、指名停止措置（3 か月）を行います。

15 契約条項等を示す場所

明石市上下水道局契約規程、明石市上下水道局業務委託契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

16 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

#### 17 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他「制限付一般競争入札の応募案内（コンサルタント業務 電子方式）」等のとおり

#### 18 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (3) 入札結果は、入札情報サービスにて掲載します。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、「明石市制限付一般競争入札実施要綱第6条第2項ただし書きに規定する「くじの執行方法及び落札者の決定方法」を定める基準」に基づき、くじにより落札者を決定します。

#### 19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札の応募案内（コンサルタント業務 電子方式）」を確認した上で申し込んでください。
- (4) 明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページ「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。
- (5) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。  
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (8) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。